

7農水第1932号
令和7年12月 1日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊勢市長 鈴木 健一

市町村名 (市町村コード)	伊勢市 ()
地域名 (地域内農業集落名)	上地町 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- 今後、地元担い手が引き受ける意向のある農地面積よりも離農者の農地面積が、多く予想され、新たな農地の受け手の確保が必要。
- 担い手が利用する農地面積の団地数は、平均30箇所、4.8haであり今後集約が必要。
- 地域の活性化を図るため新たな作物(伝統野菜類含)の取組みが必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- JAを窓口として、農地中間管理機構を介した賃貸借契約等により担い手への集積・集約化を進めていく。
- 森区の農地利用は、中心経営体が担う。
- 農地の集約化を進め作業効率を高めることにより、中心経営体への集積面積拡大を図る。
- 入作を希望する認定農業者や認定新規就農者については、JAや行政と連携して受入れを促進する。
- 主穀中心経営だけでなく、露地野菜・施設園芸等の畑作物の拡充と新規取り組みも視野に入れ、地域の農業生産高の向上を図る。
- 予定していた農地を急遽引き受けられなくなったなどの場合には、中心経営体が互いに、今後の引受けの意向面積を超えて、農地を追加的に引き受ける等により対応する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	158.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	158.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区内の農業振興地域内の農用地を対象とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心とした農地の集積・集約を進めるため団地面積の拡大を図りつつ、自作農業者の団地化にも取り組む。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

順次、利用権終了時に中間管理機構へ確実に移行していく。また、将来の目標として一般社団法人を立ち上げて、まるっと中間管理方式を導入し一括管理を行なって行きたい。

(3) 基盤整備事業への取組方針

令和11年度を目標に集落の極小農地(10a以下)を20aから30a位に基盤整備が出来る様、計画。

(現在、総面積158.1ha 圃場筆数1,014筆 平均面積0.155ha)

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地区内外から多様な担い手を募り、意向を踏まえながら育生していく為、市及びJAと連携し定着まで取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域一斉防除等、作業効率が期待出来る作業は、JAへの委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

②地域一体として環境に優しい減農薬また、地力増進のために家畜排せつ由来の堆肥を段階的に利用していく。

⑦当地区の多面的機能支払い交付金対象活動組織と連携して農業インフラの保全活動に担い手・法人問わず参加していく。